全国学校安全教育研究会　会則

第一章　総則

第一条（名称）　本会は、全国学校安全教育研究会（略称　全安研）と称する。

第二条（会員及び組織）

１　本会は、全国の幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教職員並びに教職員関係者で、本会の目的に賛同する個人及び団体を会員とする。

２　本会は、各都道府県の安全教育に関する研究会を単位母体として組織する。

　　　　　　　　２　本会に幼稚園・小学校・中学校・高等学校の学校種別部会をおく。

第三条（事務局）事務局は、会長の指定する学校におく。

第二章　目的及び事業

　　第四条（目的）　本会は、学校安全教育に関する調査、研究並びに普及推進を図ることを目的とする。

　　第五条（事業）　前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

　　　　　　　　　　１　都道府県単位の研究会並びに傘下研究会との連携及び協力。

　　　　　　　　　　２　学校種別部会の相互の連絡並びに促進。

　　　　　　　　　　３　機関誌、研究資料等の作成配布。

　　　　　　　　　　５　その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

第三章　役員及び任務

　　第六条（役員）　本会に次の役員を置く。

　　　　　　　　　　１　会長一名、副会長若干名、理事五十名以上八十名以内、常任理事十五名以内、会計二名、監事二名とする。

　　　　　　　　　　２　会長、会計及び監事は、理事会において選出する。

　　　　　　　　　　３　副会長は、会長が指名する。

　　　　　　　　　　４　理事は都道府県単位に選出する。

　　　　　　　　　　５　常任理事は、理事の互選により選出した者及び会長指名の者をもってあてる。

　　第七条（会長・副会長の任務）

　　　　　　　　　　１　会長は、会を代表し、会務を総理する。

　　　　　　　　　　２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

　　第八条（理事の任務）

　　　　　　　　　　理事は、理事会を組織する。

　　第九条（常任理事の任務）

　　　　　　　　　　常任理事は、会に関する事項について審議する。

　　第十条（会計の任務）

　　　　　　　　　　会計は、会計を処理する。

　　第十一条（監事の任務）

　　　　　　　　　　監事は、会の会計を監査する。

　　第十二条（役員の任期）

　　　　　　　　　　１　役員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

　　　　　　　　　　２　補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

　　第十三条（顧問）１　本会に顧問若干名を置くことができる。

　　　　　　　　　　２　顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第四章　会議

　　第十四条（理事会）

　　　　　　　　　　１　理事会は、会長が招集し、会に関する重要事項について審議し、決定する。

　　　　　　　　　　２　理事会は、会長・副会長・会計・常任理事及び理事をもって構成し、原則として年一回以上開催する。

　　第十五条（常任理事会）

　　　　　　　　　　１　常任理事会は、会長が招集し、理事会から委任された事項及びその他の会務の執行にあたる。

　　　　　　　　　　２　理事会は、会長・副会長・会計及び常任理事をもって構成し、原則として年一回開催する。但し、必要に応じて随時開催することができる。

　　　　　　　　　　３　常任理事会での審議事項は、理事会に報告する。

第五章　特別委員会

　　第十六条（特別委員会）

　　　　　　　　　　１　本会の事業を推進するために、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

　　　　　　　　　　２　特別委員会は、会長が委嘱する。

　　　　　　　　　　３　特別委員会に関する細目は、別に定める。

第六章　事務局

　　第十七条（事務局）

　　　　　　　　　　本会の事務を行うために事務局を置く。

　　第十八条（事務局・事務局員）

　　　　　　　　　　１　事務局に事務局長一名、事務局次長一名、事務局員若干名を置く。

　　　　　　　　　　２　事務局長、事務局次長及び事務局員は、会長が委嘱し、理事会に報告する。

　　　　　　　　　　３　事務局長及び事務局次長の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

第七章　会計

　　第十九条（会計）１　本会の経費は、会費及び寄付金その他をもってあてる。

　　第二十条（予算・決定）

　　　　　　　　　　予算及び決算は、理事会の承認を得るものとする。

　　第二十二条（会計年度）

　　　　　　　　　　本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日を以て終わる。

第八章　特別加入

　　第二十二条（特別加入）

　　　　　　　　　　本会の目的に賛同し、加入を希望する全国的な教育研究団体は、理事会の承認を得て、加入することができる。この団体の代表者は、会長の承認を得て、理事会に出席することができる。

第九章　会則改正

　　第２４条（会則改正）

　この会則の改正は、理事会において承認を得るものとする。

付則

１　この会則は昭和五十一年六月二十九日より施行する。

　２　必要に応じて細則を設けることができる。